

令和2年3月25日

領事メール

件名：オマーンにおける新型コロナウイルスの状況・対策（第23号）

【ポイント】

○25日、オマーン保健省は、15件の感染症例が新たに確認された（合計99件）と発表しました。

○タイ政府は、日本を含む感染国・地域からタイへ向かう航空機への搭乗者に対し、「健康証明書」を求めていましたが、外国人については、3月31日23時59分まで、24時間以内のトランジット、「Fit to fly」の提示により、限定的にトランジット可能としました。

【本文】

在留邦人、たびレジ登録のみなさまへ

1 オマーン国内における感染状況：25日、オマーン保健省は、新たに15件の感染症例（全てオマーン人：7人は二次感染、7名は英国、スペイン、米国渡航に関係、1名は疫学的調査中）が確認され、オマーンで確認された感染症例は合計99件、17件については既に治癒していると発表しました。

2 昨24日、新型コロナウイルス対策高等委員会の決定を受け、29日以降、オマーンから空路出国できなくなるとお知らせしました。オマーン在留邦人の方で、当国を離れる予定の方は、旅程とお名前を承知したく本メールに返信頂けますようお願い致します。

なお、バンコク国際空港でのトランジットについては、本25日、タイ政府は、3月31日終日までの間、24時間以内のトランジットに限り、「fit to fly」の健康証明書（health certificate）を所持していれば、可能と発表しました。

（※）「fit to fly」に関する健康証明書については、タイ経由のトランジット便をご利用される方は、以下のリンク先の例を参考にするとともに、必ず搭乗前にご利用航空会社に確認するなどしてください。

<https://ddc.moph.go.th/viralpneumonia/file/guidelines/G23.pdf>

3 オマーン商工省は、新型コロナウイルス感染拡大の予防策として、スーパー等に対するガイドラインを発表しています（以下リンク先ご参照）。スーパー等でのお

買い物に際しては、ご注意ください。

<https://www.omanobserver.om/govt-issues-shopping-guidelines-for-malls-consumers/>

- 4 ハイサム国王の23日付勅令により、感染症対策法が改定され、感染症罹患を申請しなかった者に対して、3月～1年の禁錮と1,000～10,000オマーンリアルの罰金の何れか或いは両方、外国人には禁錮の代わりに国外追放が科されることになりました。

(新型コロナウイルスの感染・疑いがある場合は、必ず当館まで御一報ください。)

(問い合わせ先)

在オマーン日本国大使館

－電話：(+968) 24601028

－FAX：(+968) 24698720